

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
<p>第2章 第1節 1</p>	<p>1 市民の防災意識の高揚 1-1 自主防災思想の普及、徹底 (略) (1)～(3) (略) (4) 生命・身体を守る方法について ◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。</p> <hr/> <p>◆ (略)</p> <p>1-2 防災知識の普及啓発推進 市(総合政策部)及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。 また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民(特に若い世代)へ継続的に周知していくとともに、避難<b>勧告</b>等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。 さらに、避難<b>勧告</b>等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (1)・(2) (略)</p>	<p>1 市民の防災意識の高揚 1-1 自主防災思想の普及、徹底 (略) (1)～(3) (略) (4) 生命・身体を守る方法について ◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。 ◆<b>ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。</b> ◆ (略)</p> <p>1-2 防災知識の普及啓発推進 市(総合政策部)及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。 また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民(特に若い世代)へ継続的に周知していくとともに、避難<b>指示</b>等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動について周知を図る。 さらに、避難<b>指示</b>等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (1)・(2) (略)</p>
<p>第2章 第2節 2</p>	<p>2 個人・企業等における対策 2-1 市民個人の対策 (略) ○市民が行う主な災害対策 (1) 防災に関する知識の取得 ・(略) ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(初期消火、避難<b>勧告</b>等<b>発表</b>時の行動、避難方法、避難所での行動等) (2)～(8) (略)</p> <p>2-2 (略)</p>	<p>2 個人・企業等における対策 2-1 市民個人の対策 (略) ○市民が行う主な災害対策 (1) 防災に関する知識の取得 ・(略) ・災害時にとるべき生命(いのち)・身体(み)を守るための行動(初期消火、避難<b>指示</b>等<b>発令</b>時の行動、避難方法、避難所での行動等) (2)～(8) (略)</p> <p>2-2 (略)</p>
<p>第2章</p>	<p>4 消防団の活性化の推進</p>	<p>4 消防団の活性化の推進</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改正後
第2節 4	<p>消防団は、災害時においては消火、救出・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。</p> <p>このため、市（総合政策部）は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。</p> <p>また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団活性化総合計画の策定</li> <li>・ 団活動に必要な各種資材の整備・充実</li> <li>・ 団員に対する各種教育訓練の実施</li> <li>・ 地域住民に対する 団活動や加入促進の広報 等</li> </ul>	<p>消防団は、災害時においては消火、救出・救護、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。</p> <p>このため、市（総合政策部）は、次の事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。</p> <p>また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>消防</b>団活性化総合計画の策定</li> <li>・ <b>消防</b>団活動に必要な各種資材の整備・充実</li> <li>・ <b>消防</b>団員に対する各種教育訓練の実施</li> <li>・ 地域住民に対する <b>消防</b>団活動や加入促進の広報 等</li> </ul>
第2章 第2節 6	<p>6 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。</p> <p>6-1 (略)</p> <p>6-2 行政とボランティア団体との連携</p> <p>市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から 市社会福祉協議会、ボランティア団体、<b>災害時に各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。</b></p>	<p>6 災害関係ボランティアの環境整備</p> <p>市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。</p> <p>6-1 (略)</p> <p>6-2 行政とボランティア団体との連携</p> <p>市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から <b>日本赤十字社栃木県支部</b>、市社会福祉協議会、ボランティア団体 との連携を図る。</p>
第2章 第2節 8	<p>8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等 <b>自発的な防災活動の推進に努めるため</b>、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画 <b>を作成し、これを地区防災計画の素案として大田原市防災会議に提案することができる。</b></p> <p><b>市（総合政策部）は、大田原市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえ、大田原市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。</b></p>	<p>8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者<b>は</b>、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等 <b>地区の特性に応じた</b>自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画 <b>（地区防災計画）</b>を作成し、これを <b>大田原市防災会議に提案することができる。</b></p> <p><b>地区防災計画について</b>、市（総合政策部）<b>（大田原市防災会議）は</b>、提案された計画の趣旨を踏まえ、大田原市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。</p>
第2章 第4節 1	<p>1 地域における安全性の確保 (略)</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 避難行動要支援者名簿の整備 (1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件</p>	<p>1 地域における安全性の確保 (略)</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 避難行動要支援者名簿の整備 (1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>カ その他市長が認める者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>1-3 (略)</p>	<p>に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 75歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>カ その他市長が認める者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>1-3 (略)</p>
<p>第2章 第4節 2</p>	<p>2 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>2-1・2 (略)</p> <p>2-3 非常災害に関する計画の作成</p> <p>市(保健福祉部)は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導する。</p> <p>社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。</p> <p>2-4～6 (略)</p> <p>2-7 洪水浸水想定区域<del> </del>や土砂災害警戒区域の情報提供等</p> <p>市(総合政策部)は、浸水想定区域<del> </del>や土砂災害<del>計画</del>区域<del> </del>内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設)であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>市(保健福祉部)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</p> <p>&lt;資料編2-31 洪水浸水想定区域<del> </del>・土砂災害警戒区域<del> </del>における警戒避難体制&gt;</p>	<p>2 社会福祉施設等における安全性の確保</p> <p>2-1・2 (略)</p> <p>2-3 非常災害に関する計画の作成</p> <p>市(保健福祉部)は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「非常災害対策計画」という。)の作成を指導するとともに、<b>施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。</b></p> <p>社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。</p> <p>2-4～6 (略)</p> <p>2-7 洪水浸水想定区域<b>等</b>や土砂災害警戒区域の情報提供等</p> <p>市(総合政策部)は、浸水想定区域<del> </del>、<b>ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域等</b>内の要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設)であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</p> <p>市(保健福祉部)は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</p> <p>&lt;資料編2-31 洪水浸水想定区域<del> </del>・土砂災害警戒区域<del> </del>における警戒避難体制&gt;</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>2-8 (略)</p> <p>4 在米外国人に対する対策 4-1 外国人への防災知識の普及 市(総合政策部)は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。 また、市(総合政策部)は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成28(2016)年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付で日本工業規格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公示されたピクトグラム)に努める。 &lt;資料編2-6 避難場所ピクトグラム&gt;</p> <p>4-2~4 (略)</p>	<p>2-8 (略)</p> <p>4 在米外国人に対する対策 4-1 外国人への防災知識の普及 市(総合政策部)は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。 また、市(総合政策部)は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成28(2016)年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付で日本産業規格(以下「JIS」という。)において、制定・改正され、公示されたピクトグラム)に努める。 &lt;資料編2-6 避難場所ピクトグラム&gt;</p> <p>4-2~4 (略)</p>
<p>第2章 第6節 4</p>	<p>4 分散型エネルギーの導入拡大 市(市民生活部)は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、<u>現在実施している太陽光発電システム補助金、蓄電池とエネファームに対する省エネ設備補助金を継続することで</u>、分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。</p>	<p>4 分散型エネルギーの導入拡大 市(市民生活部)は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、<u>分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。</u></p>
<p>第2章 第8節 1</p>	<p>1 農地・農業用施設及び林業用施設対策 土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。 市(産業振興部)及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。 1-1 (略)</p> <p>1-2 農業用ため池施設対策 農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努める。 また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める<u>。</u></p>	<p>1 農地・農業用施設及び林業用施設対策 土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。 市(産業振興部)及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。 1-1 (略)</p> <p>1-2 農業用ため池施設対策 農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険個所の整備等に努める。 また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める<u>とともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。</u></p>
<p>第2章 第10節 1</p>	<p>1 通信体制の整備 災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。 1-1 市防災行政無線 現在市内には、黒羽地区に同報系の防災行政無線が整備されている。防災行</p>	<p>1 通信体制の整備 災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。 1-1 市防災行政無線 現在市内には、黒羽地区に同報系の防災行政無線が整備されている。防災行</p>



大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改正後
	<p>政無線は、避難<b>勧告</b>等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。                      &lt;資料編2-14 市防災行政無線屋外拡声器設置箇所（黒羽地区）&gt;</p> <p>1-2 (略)</p> <p>1-3 市広報車・消防団自動車                      市（総合政策部）及び消防団は、防災行政無線（同報系）の間こえにくい場所や未整備地区についての、避難<b>勧告</b>、指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の一層の配備を図る。</p> <p>1-4・5 (略)</p>	<p>政無線は、避難<b>指示</b>等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。                      &lt;資料編2-14 市防災行政無線屋外拡声器設置箇所（黒羽地区）&gt;</p> <p>1-2 (略)</p> <p>1-3 市広報車・消防団自動車                      市（総合政策部）及び消防団は、防災行政無線（同報系）の間こえにくい場所や未整備地区についての、避難_____指示等の伝達に活用するため広報車・消防自動車の一層の配備を図る。</p> <p>1-4・5 (略)</p>
<p>第2章 第11節 2</p>	<p>2 避難に関する知識の周知徹底                      市（総合政策部）は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難<b>勧告</b>・避難<b>指示</b>（<b>緊急</b>）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。                      さらに、避難<b>勧告</b>等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>2-1・2 (略)</p>	<p>2 避難に関する知識の周知徹底                      市（総合政策部）は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難_____指示等の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。                      さらに、避難<b>指示</b>等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>2-1・2 (略)</p>
<p>第2章 第11節 3</p>	<p>3 避難実施・誘導體制の整備                      3-1 避難<b>勧告</b>等の伝達手段の整備                      市（総合政策部）は、地震に起因する崖崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難<b>勧告</b>等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第10節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。                      特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>3-2 (略)</p>	<p>3 避難実施・誘導體制の整備                      3-1 避難<b>指示</b>等の伝達手段の整備                      市（総合政策部）は、地震に起因する崖崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難<b>指示</b>等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第10節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。                      特に、避難行動要支援者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。</p> <p>3-2 (略)</p>
<p>第2章 第11節 5</p>	<p>5 帰宅困難者対策                      5-1 帰宅困難者の定義                      「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止</p>	<p>5 帰宅困難者対策                      5-1 帰宅困難者の定義                      「帰宅困難者」とは、大規模震災の発生による鉄道等の交通機関の運行停止</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改正後
	<p>のために外出先で足止めされ、<u>徒歩</u>で自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 一斉帰宅の抑制 震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、<u>救急・救助</u>活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害の<u>発生のおそれ</u>がある。 このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する<u>対策</u>を実施する。 (1)～(3) (略)</p> <p>5-4 一時滞在施設等の確保 市(総合政策部)は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、<u>所管施設や関係施設</u>を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。 市(総合政策部)は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。</p> <p>5-5 帰宅困難者の誘導等の体制整備 市(総合政策部)は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の<u>誘導</u>について、<u>鉄道事業者や県警察、消防</u>機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう<u>努める</u>。 県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。</p> <p>5-6 外国人への支援 市(総合政策部)は、県及び(公財)栃木県国際交流協会<u>と連携し、外国人に</u>多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。</p>	<p>のために外出先で足止めされ、<u>_____</u>自宅に帰ろうとした場合に自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 一斉帰宅の抑制 震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、<u>応急</u>活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷等の二次被害を<u>受ける可能性</u>がある。 このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する<u>取組</u>を実施する。 (1)～(3) (略)</p> <p>5-4 一時滞在施設等の確保 市(総合政策部)は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、<u>市所有の施設</u>を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。 市(総合政策部)は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。</p> <p>5-5 帰宅困難者の誘導等の体制整備 市(総合政策部)は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の<u>案内誘導</u>について、<u>_____警察等の関係機関</u>との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう<u>連絡体制を整備しておく</u>。 県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。</p> <p>5-6 外国人への支援 市(総合政策部)は、県及び(公財)栃木県国際交流協会<u>等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して</u>多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。</p>
<p>第2章 第12節 1</p>	<p>1 火災予防の徹底 1-1 (略)</p> <p>1-2 住宅防火対策の推進 地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市(総合政策部)、<u>警察、</u>消防本部、婦人防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレイカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。</p>	<p>1 火災予防の徹底 1-1 (略)</p> <p>1-2 住宅防火対策の推進 地域住民、特に、高齢者、障害者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市(総合政策部)、<u>_____</u>消防本部、婦人防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレイカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。</p>

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
	1-3~7 (略)	1-3~7 (略)
第2章 第16節 4	4 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止 4-1 ブロック塀等の倒壊防止 市(建設水道部)は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する_____。 なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。 4-2 (略)	4 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止 4-1 ブロック塀等の倒壊防止 市(建設水道部)は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する <u>とともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。</u> なお、公共施設においては、公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努めるものとする。 4-2 (略)
第2章 第17節 3	3 廃棄物処理施設 <u>市(市民生活部)及び事業者</u> は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。 (1)~(5)(略) <u>(新設)</u>	3 廃棄物処理施設 <u>施設管理者</u> は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物(以下「災害廃棄物等」という。)を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。 (1)~(5)(略) <u>(6)市(市民生活部)は、対策を講じるために必要な助言・指導を行う。</u>
第2章 第19節 1	1 公立学校の対策 1-1 学校安全計画等の作成 (略) ○「学校安全計画」作成上の留意点 年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳 <u>及び</u> 、総合的な学習の時間_____における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 ②・③ (略) <資料編2-25 学校安全計画の概要> (略)	1 公立学校の対策 1-1 学校安全計画等の作成 (略) ○「学校安全計画」作成上の留意点 年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ① 防災教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳____、総合的な学習の時間 <u>及び総合的な探究の時間</u> における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 ②・③ (略) <資料編2-25 学校安全計画の概要> (略)
第2章 第21節 2	2 未然防止対策の実施 2-1 (略) 2-2 土砂災害 <u>危険箇所</u> の整備 県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害 <u>危険箇所</u> の対策工事を推進する。 2-3 (略)	2 未然防止対策の実施 2-1 (略) 2-2 土砂災害 <u>警戒区域等</u> の整備 県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害 <u>警戒区域等</u> の対策工事を推進する。 2-3 (略)
第2章 第21節	3 発生時に備えた取り組みの実施 3-1~2 (略)	3 発生時に備えた取り組みの実施 3-1~2 (略)

大田原市地域防災計画新旧対照表

令和3年2月大田原市防災会議

震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
3	<p>3-3 離着陸場用地の確保 市（総合政策部）及び消防本部は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリコプターの離着陸に適した土地の確保に努める。</p> <p>3-4～6 （略）</p>	<p>3-3 離着陸場用地の確保 市（総合政策部）及び消防本部は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターより実施することになるため、ヘリコプターの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。</p> <p>3-4～6 （略）</p>
第2章 第2.2節 1	<p>1 現状と課題 東日本大震災、平成27（2015）年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、市町等や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。</p>	<p>1 現状と課題 東日本大震災、平成27（2015）年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。</p>
第2章 第2.2節 2	<p>2 災害廃棄物等の処理体制の整備</p> <p>2-1 市の対策 市（市民生活部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。</p> <hr/> <p>2-2 （略）</p> <p>2-3 県の対策 県（環境森林部）は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「災害時の廃棄物処理対応マニュアル」（平成29年3月 栃木県）に基づき訓練等を行うなど必要な支援を行う。 <u>（新設）</u></p> <p>（1）市町等において、災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制を整備することができるよう支援する。 <u>（新設）</u></p> <p>（2）平時から市町等、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。</p> <p>（3）市町等及び関係団体との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援</p>	<p>2 災害廃棄物等の処理体制の整備</p> <p>2-1 市の対策 市（市民生活部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。 <u>また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定をするなど平時の備えについて努める。</u></p> <p>2-2 （略）</p> <p>2-3 県の対策 県（環境森林部）は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「<u>栃木県災害廃棄物処理計画</u>」（平成31（2019）年3月栃木県）に基づき必要な支援を行う。</p> <p>（1）市町等及び関係団体との間で締結した「<u>栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書</u>」及び「<u>栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書</u>」（以下「相互応援協定等」という。）が災害時に実効的に機能するよう、協定内容の確認や見直しなど、協力体制を構築し、連携強化を図る。</p> <p>（2）市町等の災害廃棄物処理計画の策定を支援する。</p> <p>（3）管内の災害廃棄物対策の進捗状況に応じた人材育成を進めるため、定期的かつ計画的な研修・訓練を継続して行う。</p> <p>（4）平時から市町等、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。</p> <p><u>（削除）</u></p>



震災編 第2章

該当部分	現 行	改 正 後
	<p>に関する協定書」(以下「相互応援協定等」という。)が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練、当該協定の内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。</p> <p>(4) _____</p> <p>_____</p> <p>災害の発生等に伴い石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者、解体業者等に対し____、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル_____」(平成23(2011)年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29(2017)年9月環境省 水・大気環境局大気環境課)等の周知を図る。</p> <p>(5) 災害時の廃棄物対策に関し、県域を越えた相互応援体制の構築に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。</p>	<p>(5) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理について、住民等の理解を促進するため、県のホームページ等において、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性について周知を図る。</p> <p>なお、石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者、解体業者等に対しては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(改訂版)」(平成23(2011)年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29(2017)年9月環境省 水・大気環境局大気環境課)等の周知を行い、その取扱いについて理解を促進する。</p> <p>(6) 大規模災害に備え、県域を越えた広域の連携、体制の整備に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。</p>